

認定こども園の設置にあたって

1 幼保連携型認定こども園の認可等スケジュール

時期	申請者	県
～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請前の準備 (P.3) ・認可申請書仮提出 	<ul style="list-style-type: none"> → <u>仮提出期限 (10月1日)</u>
～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請書の追加・修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請書の確認 ・認定こども園審議会
～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請書本申請 (P.4) 	<ul style="list-style-type: none"> → <u>申請書本提出期限 (2月15日)</u>
～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請書の補正 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請書の審査 ・現地調査 ・認可

※ 既存園からの移行の場合は廃止の手続きが必要となります。

私立幼稚園からの移行の場合は県私学・公益法人課にお問合せください。

※ 幼稚園型・保育所型認定こども園についても上記とほぼ同様のスケジュールとなります。なお、幼稚園型・保育所型認定こども園の場合はそれぞれの認可を基にこども園であることを認定する手続きとなりますので、廃止の手続きは不要です。

※ 仙台市内の園については仙台市にお問合せください。

2 幼保連携型認定こども園設置認可事務の流れ

(1) 申請の準備

- 市町村との事前相談
- 保護者への説明（既存施設の場合）

(2) 仮申請

- 認定こども園認可申請書を県子育て社会推進課へ提出（1部）
 - ・ 所定の書類を添付
- ※管轄の市町村へも同書類のデータを提出願います。

(3) 認可の審査等（県）

- 書類の確認
- 認可部会審査

(4) 本申請

- 認定こども園認可申請書を県子育て社会推進課へ提出（1部）
 - ・ 所定の書類を添付（仮申請時に提出済のものは不要）
- ※管轄の市町村へも同書類のデータを提出願います。
- 保育所から移行の場合は児童福祉施設廃止承認申請書を提出

(5) 認可の審査等（県）

- 書類審査
- 市町村への協議
- 現地調査（既存認可保育所から改築、増築等を行わないで移行する場合は除く）

(6) 認可

- 県から申請者、関係市町村へ通知

3 認可申請前の準備

(1) 市町村への相談

認定こども園設置を県に相談、申請する前に以下の点について、施設が所在する市町村と事前に相談がなされていることが必要です。

- ・ 開所年度（原則各年度の4月1日となります）
- ・ 認可定員
- ・ 認定区分（1、2、3号）ごとの利用定員
- ・ 施設整備改修の必要性の有無
- ・ 幼保連携型か保育所型・幼稚園型か

各市町村においては市町村財政、待機児童数、今後の定員計画（市町村計画における量の見込み及び確保方策との整合性）等を踏まえ各園の意向に沿うことができるか判断してください。

(2) 各園・法人での検討

市町村への相談と並行して以下の点について検討してください。

- ・ 認定こども園の設備基準を満たすかの確認
- ・ 施設改修が必要か、必要な場合は改修計画、費用
（施設改修に補助金を使用する場合は、開所の約1年半前には市町村に相談する必要があります。）
- ・ 定員を設定した際の収益試算
- ・ 保育教諭の配置（数）
- ・ 職員への説明

検討にあたっては、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」、「内閣府 HP」などを参考にしてください。

内閣府 HP：<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou.html>

(3) 県への連絡

市町村との相談が一定程度整った段階で認定こども園設置希望の連絡を県へ行ってください（連絡は法人からでも市町村からでもかまいません）。その際以下の点を教えてください。

- ・ 市町村と合意したこと（上記の点の一部が話し合い中でもかまいません）
- ・ 認定こども園設置にあたって心配、懸念していること

(4) 認可書類の作成

認定こども園の認可書類は県 HP に掲載しています。認可書類一式を作成し、ファイルに綴り、インデックスをつけ、10月1日(※)までに県宛て仮提出をお願いします。同じものを市町村へ電子データで提出(1部)してください。

保育教諭の新規採用、来年度の人事体制など決まっていない点については仮名(Aさん、Bさん)などの記載でかまいません。

※ 管轄の市町村へも同書類のデータを提出願います。

※ 間に合わない場合は事前に県までご連絡ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/ninteikodomoen.html>

(5) 保護者への説明

既存施設が設置認可の申請を行う場合は、本申請前に施設に在籍している子どもの保護者に対して、認可を受けた後の施設における教育・保育内容、利用者の選定、利用料金、契約等について十分に説明し、理解を得るよう努める必要があります。

申請に際して、保護者に対する説明の会議録を作成し、複数名の保護者代表より「説明会の内容に異議がないこと、また認定こども園への移行に異議がないこと」の署名を受け提出していただく必要があります。

(6) 1号認定こどもの募集について

1号認定こどもの募集は各園で行っていただく必要があります。「(3) 県への連絡」が済んでいることを条件に、次年度認定こども園となることを前提に、県への認可申請手続き中として1号認定こどもの募集を行っていただいでかまいません。

4 本申請

仮申請後に追加・修正を行い多くの書類が既に提出済となっているものと思われます。未提出の書類と認可申請書に日付の記載、法人の長の印を押し、2月15日までに県へ提出してください。

※管轄の市町村へも同書類のデータを提出願います。

認可保育所からの移行の場合は県 HP に掲載されている「児童福祉施設廃止承認申請書」を併せて提出してください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/hoishin.html>

宮城県保健福祉部子育て社会推進課

保育支援班

電話：022-211-2529 FAX：022-11-2591

メール：kosodateh@pref.miyagi.lg.jp